破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第９３号
鹿児島県鹿児島市南栄５丁目10番地10　エヴォルート南栄508号
破産者　西小野　潤
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第７５号
鹿児島県鹿児島市西田１丁目11番地10　小倉ハイツ501号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市西田３丁目１番７号　ファミール城西201号
破産者　熊須　義治
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第９２号
福島県いわき市小名浜岡小名字馬上44番地の１　スカイプラザＤ―103
破産者　花河　　保
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第７２号
奈良県香芝市下田西４丁目152番地１　グローリー香芝Ⅳ番館906号
破産者　うさぎやこと　田渕　史郎
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第８４号
宮城県亘理郡山元町真庭字名生東72―２　静和園内、住民票上の住所宮城県本吉郡南三陸町戸倉字滝浜109番地１
破産者　後藤　義男
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
仙台市泉区寺岡３丁目９番地の14
破産者　田中　貴子
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼736番地36
破産者　矢吹　敏治
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第５０７号
川崎市多摩区菅馬場２丁目６番３号　ハイツ山久０号室、開始決定時の住所川崎市多摩区登戸542番地　サンハイム石井１ＦＤ
破産者　矢口　正已
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４４４号
相模原市南区磯部49番地５
破産者　響　　保
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５５７号
相模原市南区磯部405　柏ハイツＣ棟201号室、開始決定時の住所及び住民票上の相模原市南区磯部49番地５
破産者　響　　保夫
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１５７号
相模原市中央区淵野辺１丁目９番13号　矢部アイランドハイツ503号
破産者　高橋　　孝
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１２２７号
京都市西京区樫原井戸５―１　西惣ハイツ104号室、申立時の住所京都市西京区川島粟田町７番地の６
破産者　村山　　勇
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
大阪府阪南市下出102番地の４
破産者　髙野　　誠
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６５１号
神戸市長田区大橋町３丁目２番４―501号、従前の住所神戸市須磨区車字獅堀936番地の１
破産者　川上　修二
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８３１号
神戸市須磨区南町３丁目２番５号、住民票上の住所神戸市長田区松野通１丁目11番12号
破産者　大谷　真敏
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１４３号
神戸市長田区二葉町９丁目９番８号
破産者　宮﨑　博行
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６３号
広島市西区南観音７丁目８番15―302号、開始決定時の住所広島市西区南観音２丁目８番27―1005号
破産者　肉の専門店のむらこと　野村　　洋
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７８号
熊本市南区砂原町1085番地
破産者　渡邊　　明
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係